

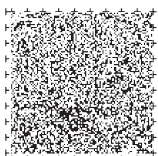
手 当 ・ 年 金

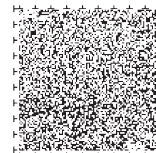
各種手当 身 知 精

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

区 分	支給対象	支給月額	支給月	手当申請に必要なもの	留意事項
特別障害者手当	・20歳以上の人 ・常時特別の介護を必要とする重度の障がいのある人（重複障害など）	28,840 円	2 5 8 11	・所定の診断書 ・本人名義の普通預金通帳 ・年金受給額がわかるもの ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類 ※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、手帳もお持ちください。	・3か月を超えて入院しているとき、又は施設に入所しているときは、申請・受給できません。 ・所得により、支給制限となることがあります。
障害児福祉手当	・20歳未満の人 ・身体、知的又は精神に重度の障がいのある人で常時介護を必要とする人	15,690 円	2 5 8 11	・所定の診断書 ・本人名義の普通預金通帳 ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類 ※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、手帳もお持ちください。	・施設に入所しているときは、申請・受給できません。 ・所得により、支給制限となることがあります。
特別児童扶養手当 ※20歳になると 手当の支給が終了 となりますので、 障害年金の申請 手続を行って下 さい。	身体、知的又は精神に一定の障がいのある20歳未満の人を養育している人 ※「一定の障がい」とは、身体障害者手帳の場合はおおむね1～3級と4級の一部、療育手帳の場合はA判定とB判定の一部です。対象となる児童が手帳を持っていないくても、診断書により同じ程度の障がいがあると認められれば、支給の対象となります。 ※養育者は、保護者のうち、所得の多い人となります。	1級（重度） 55,350 円 2級（中度） 36,860 円	4 8 11	・所定の診断書 ・養育者及び対象児童の記載されている戸籍の謄本 ・対象児童が市外に住所を有する場合、その児童を含む世帯全員分の住民票 ・保護者名義の普通貯金通帳 ・特別児童扶養手当振込口座申出書 ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類 ※一部の身体障害者手帳又はA判定の療育手帳を持っている場合、診断書を省略できる場合があります。 ※対象となる児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、手帳もお持ちください。	・対象児童が施設に入所しているときは、申請・受給できません。 ・対象児童が受給者に監護・養育されなくなったとき、又は受給者もしくは対象児童が国外へ転出したときは、受給できません。 ・所得により、支給制限となることがあります。
浜松市重度心身 障害児扶養手当	特別児童扶養手当（1級） を受給している人	5,000 円	4 10	・養育者名義の普通預金通帳	・対象児童が施設に入所しているときは、申請・受給できません。 ・対象児童が受給者に監護・養育されなくなったとき、又は受給者もしくは対象児童が浜松市外へ転出したときは、受給できません。 ・所得制限により、特別児童扶養手当が支給停止となったときは、受給できません。





●窓口

各こども家庭センター（裏表紙裏に記載）

区 分	支給対象	支給月額	支給月	手当申請に必要なもの	支給制限
児童扶養手当	父又は母と一緒に生活していない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等（ひとり親家庭以外でも両親のいずれかが一定の障がいの状態にある家庭も含む。）	全部支給： 45,500 円 一部支給： 10,740 円 ～ 45,490 円 第2子： 5,380 円～ 10,750 円 第3子以降： 3,230 円～ 6,450 円	5 7 9 11 1 3	・母又は父および児童が記載された戸籍謄本 ・申請者名義の預金通帳 ・年金手帳 ・健康保険証 ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類 ※母又は父に障がいがあるとき	・父又は母が婚姻したとき（事実上の婚姻関係も含む） ・児童が施設に入所しているとき ・児童を監護・養育しなくなったとき ・国外へ転出したとき ・受給者又は児童が公的年金を受けているとき ・所得制限 ・障がいの程度の制限
浜松市ひとり親家庭等自立支援手当	2人以上の児童を養育している児童扶養手当の受給者	第2子： 10 円～ 4,620 円 第3子以降： 3,550 円～ 6,770 円	5 7 9 11 1 3	・障害者手帳 ・年金証書（年金を受けているとき） ※その他書類が必要となる場合がありますので、各こども家庭センター担当窓口へお問い合わせください。	・児童扶養手当の受給資格を喪失したとき ・監護する児童数が1人以下になったとき ・市外へ転出したとき ・所得制限 ・受給期間の制限

介護者慰労金 身 知

身体・知的に重度の障がいのある人を自宅で常時介護している人へ慰労金を支給します。

区 分	支 給 対 象	支給額
浜松市在宅重度障害者介護者慰労金 身体に重度の障がいのある人を自宅で常時介護している人へ慰労金を支給します。	次の1から5をすべて満たす障がいのある人を、自宅で常時介護している人 1.18 歳以上 65 歳未満の人(4 月 1 日時点) 2.「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」を受給している人(10 月 1 日時点) 3.身体障害者手帳のうち、肢体不自由 1 級の障害認定を受けている人(10 月 1 日時点) 4.10 月 1 日前 1 年間において、障害福祉サービス等を利用しておらず、6 か月以上自宅で介護を受けた人 5.浜松市に住民票があり、福祉施設に入所していない人(12 月 1 日時点)	70,000 円
浜松市在宅重度知的障害者介護者慰労金 知的に重度の障がいのある人を自宅で常時介護している人へ慰労金を支給します。	次の1から5をすべて満たす障がいのある人を、自宅で常時介護している人 1.18 歳以上 65 歳未満の人(4 月 1 日時点) 2.障害の程度が最重度の判定の療育手帳の交付を受けている人(10 月 1 日時点) 3.10 月 1 日前 1 年間において、障害福祉サービス等を利用しておらず、6 か月以上自宅で介護を受けた人 4.浜松市に住民票があり、福祉施設に入所していない人(12 月 1 日時点) 5.日常生活の中で、全面的な介助を必要とする動作が複数ある人(申請時に確認します。)	

●申請月

当該年度 12 月 1 日から 3 月 31 日まで

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

